

15 自動車取得税

(1) 新車に関する調

(単位: 台, 千円)

区分		新規登録・ 新規検査又は 届出台数 ①	非課税・課 税免除及び 免税点以下 台数 ②	②のうち身 障等にかか る減免台数	課税台数 (①-②) ③	取得価額 ④	バリアフリ ー・ASV 特例にかか る控除額 ⑤	課税標準額 (④-⑤) ⑥	税額
自動車	乗用車								
	普通車	24,372	9,561	148	14,811	44,518,869	-	44,518,869	939,102
	小型車	29,015	12,290	494	16,725	26,705,863	-	26,705,863	525,974
	小計	53,387	21,851	642	31,536	71,224,732	-	71,224,732	1,465,076
	トラック								
	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	4,201	147	-	4,054	25,978,095	850,500	25,127,595	366,473
	けん引車	209	6	-	203	3,008,598	-	3,008,598	38,228
	被けん引車	161	3	-	158	1,165,983		1,165,983	26,492
	貨客兼用車	4,885	314	1	4,571	8,978,590	66,500	8,912,090	217,227
	小計	9,456	470	1	8,986	39,131,266	917,000	38,214,266	648,420
バス	247	33	-	214	2,534,860	457,000	2,077,860	28,214	
特種用途車	1,593	361	120	1,232	8,287,725	283,500	8,004,225	118,020	
合計	64,683	22,715	763	41,968	121,178,583	1,657,500	119,521,083	2,259,730	
軽自動車	四輪乗用車	29,859	13,703	119	16,156	20,761,061		20,761,061	155,678
	四輪トラック	8,847	386	15	8,461	7,969,627		7,969,627	136,606
	三輪車	-	-	-	-	-		-	-
	合計	38,706	14,089	134	24,617	28,730,688		28,730,688	292,284
総計	103,389	36,804	897	66,585	149,909,271	1,657,500	148,251,771	2,552,014	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出台数①」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数②」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数③」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2)、(3)及び(4)表において同じ。))
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2)、(3)及び(4)表において同じ。